

65歳以上の皆さんへ

介護保険料の納入について

皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるように、そして介護が必要になったときは、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

税制改正に伴う緩和措置

平成17年1月1日現在、65歳以上の方で、地方税法の改正により住民税が課税となり、経過措置を受けている方については、平成19年度の保険料を引き下げる緩和措置を行います。

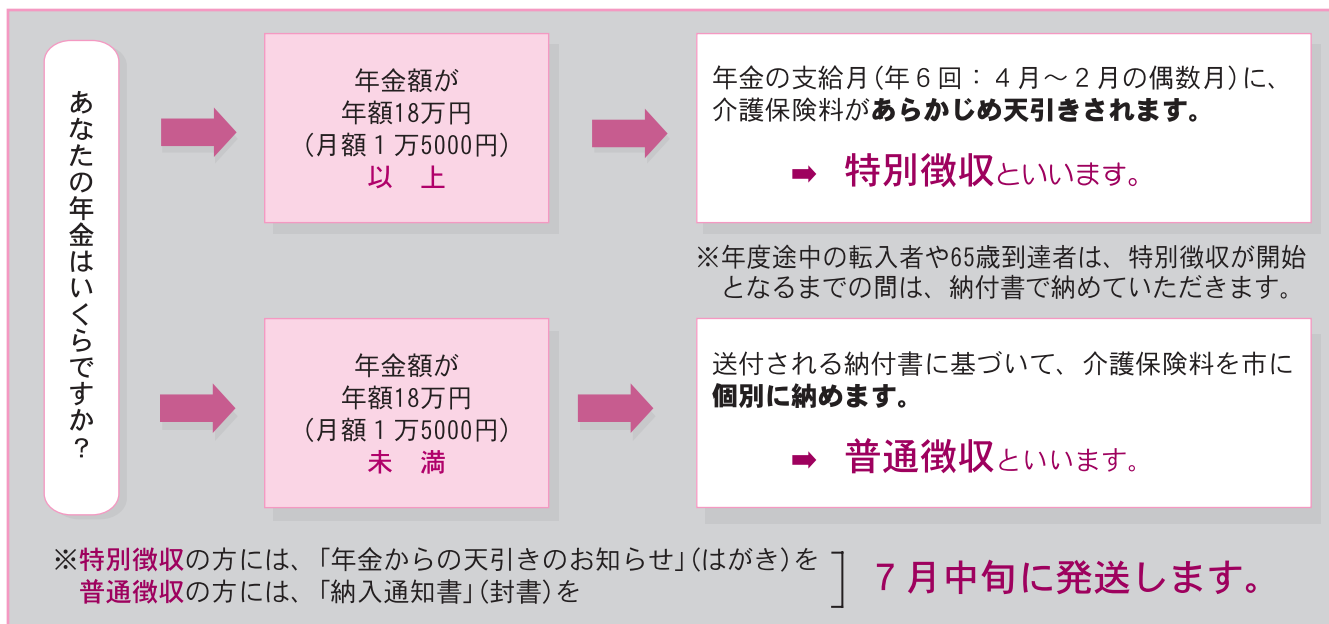
介護保険料

65歳以上の方の平成19年度介護保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方	1万7100円
第2段階	市民税非課税(世帯全員)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	3万2100円
第3段階	市民税非課税(世帯全員)で、第1段階・第2段階以外の方	3万2100円
第4段階	市民税非課税(本人)の方	4万2900円
第5段階	市民税課税(合計所得200万円未満)の方	5万3600円
第6段階	市民税課税(合計所得200万円以上、500万円未満)の方	6万4300円
第7段階	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	7万7200円

保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は2種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります。(年金を受給されていない方は、すべて普通徴収になります)



納期

※納期・納期限は、介護保険料・国民健康保険税とも次のとおりです。

期別	納期限	期別	納期限
第1期	平成19年7月31日	第5期	平成19年11月30日
第2期	平成19年8月31日	第6期	平成19年12月25日
第3期	平成19年10月1日	第7期	平成20年1月31日
第4期	平成19年10月31日	第8期	平成20年2月29日

納付方法

- 納期限内に指定金融機関、郵便局、市役所または最寄りの各支所・出張所で納付してください。
 - 便利な口座振替をおすすめします。希望される方は、下記の場所でお申し込みください。
 - ・高齢福祉課、納税課、各支所・出張所
 - ・指定金融機関または郵便局
- ※納付についての相談は、随時受付しています。

介護保険のことについては、いつでも気軽にご相談ください。

☎ 高齢福祉課高齢相談係(☎内線 2476~2478)
介護管理係(☎内線 2462)